

## 三島町中小企業・小規模企業振興基本条例

(平成29年3月7日 三島町条例第2号)

(目的)

**第1条** この条例は、地域経済の発展に果たす中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の役割の重要性に鑑み、三島町（以下「町」という。）の中小企業等の振興に関する基本理念を定めるとともに、町の責務等を明らかにすることにより、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、その経営基盤の強化並びに事業の持続的な成長及び発展を図り、もって人口減少下における地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる中小企業者であって、町内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 前2号に規定する中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (4) 中小企業等関係団体 商工会その他中小企業等を支援する団体をいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を営むものをいう。

(基本理念)

**第3条** 中小企業等の振興は、地域産業の持続的な成長と発展、新産業の創出を通じた地域社会の発展を目標に、中小企業者等による自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し促進しなければならない。

- 2 中小企業等の振興は、中小企業者等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下に行われなければならない。
- 3 中小企業等の振興は、町の地域資源を活用することを基本的な認識の下に行わなければならない。
- 4 中小企業等の振興は、国、福島県及び中小企業等関係団体の協力を得ながら、町、中小企業者等及び町民が一体となって推進しなければならない。
- 5 中小企業等の振興は、中小企業者等の経営資源の確保が困難であることに鑑み、その経営の規模及び形態に応じ、十分な配慮がなされることを基本として行わなければならない。

(町の責務)

**第4条** 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するとともに、中小企業者等の実態を的確に把握し、意見を適切に反映するよう努めなければならない。

- 2 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、町産品（中小企業者等が町内で生産し、製造し、加工し、又は販売するものをいう。以下同じ。）の利活用の促進及び地域社会の発展に取り組む中小企業者等の受注機会の促進に努めなければならない。
- 3 町は、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情に特別の配慮をするとともに、技術の向上及び安定的な雇用の確保を含む事業の継続的な発展に資する支援を行うよう努めなければならない。

（中小企業者等の役割）

**第5条** 中小企業者等は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、技術の継承、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の実現に取り組むとともに、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、経済社会情勢の変化に対応しつつ、事業の持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業運営を図るよう努めるものとする。

（中小企業等関係団体の役割）

**第6条** 中小企業等関係団体は、基本理念に基づき、中小企業者等の経営の向上及び改善に資するため、相互連携の下、積極的な支援を行うよう努めるものとする。

（金融機関の協力）

**第7条** 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業者等の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（町民の理解及び協力）

**第8条** 町民は、中小企業者等が地域社会の発展及び町民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしていることを理解し、町産品及び提供するサービス等を利用することにより、中小企業者等の成長と発展を促すよう努めるものとする。

（基本計画の策定及び見直し）

**第9条** 町は、中小企業等の振興に資する施策を町振興計画に登載し、その成果を評価検証して、定期的に見直さなければならない。

（町が行う基本的施策）

**第10条** 町は、中小企業等の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営基盤の強化及び事業基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開への支援に関する事。
- (2) 中小企業者等の事業継承及び創業促進に関する事。
- (3) 中小企業者等の人材の確保及び育成のための雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上に関する事。

- (4) 中小企業者等と中小企業者等以外の者との連携促進に関すること。
- (5) 中小企業者等に対する資金の円滑な供給のための融資制度及び信用補完事業の充実に関すること。
- (6) 中小企業者等に関する調査及び情報の収集、提供に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

(財政上の措置)

**第 1 1 条** 町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委託)

**第 1 2 条** この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。